

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 委員長報告・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第36号平成21年度下田市一般会計補正予算（第1号）、議第37号平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第38号平成21年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、以上3件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、土屋 忍君の報告を求めます。

8番。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

#### 1．議案の名称

- 1) 議第36号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第1号）（本委員会付託事項）。
- 2) 議第37号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。
- 3) 議第38号 平成21年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

#### 2．審査の経過

5月8日、第2委員会室において議案審査のため委員会を開催し、市当局より藤井健康増進課長、藤井環境対策課長、増田産業振興課長、山田観光交流課長、井出建設課長、滝内上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

### 3. 決定及びその理由

1) 議第36号 平成21年度下田市一般会計補正予算(第1号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第37号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第38号 平成21年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

なお、ここで補足の説明をさせていただきます。

議第36号 平成21年度下田市一般会計補正予算のうち、商工振興事業の住宅リフォーム振興の助成金については、委員会審議において多くの委員より、助成金交付要綱を見ても大変複雑で、申請者や業者が利用しやすいよう再検討をすべきだ。また、各業界に働きかけ、周知徹底すべきだ。PRが最も大事だとの意見が出されました。5月臨時議会では、多くの内容が国・県の補助金を活用した緊急雇用創出事業であります。商工振興事業の総額1,690万円は全額が市の財源を活用した経済活性化対策事業であり、近年の下田市においては、地域活性化対策事業に1,690万円を投入するというようなことは未曾有の出来事であり、十分にこれが活用されるよう検討され、対応していただきたいという意見でございます。

次に、ふるさと雇用再生対策事業の地場産品販路拡大事業委託では、多くの委員から、地場産品の販路拡大といっても何を販売するのかがはっきりしていない。50万円の備品購入で人を引きつけるような店ができるのかなど、事業の内容に不安を訴える意見が多く出されました。事業内容を十分精査し、検討をして進めていただきたい。

以上が、委員会での要望事項ですので、つけ加えさせていただきます。

以上です。

議長(増田 清君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

1番。

1番(沢登英信君) 今回の緊急雇用対策と、4,822万6,000円の補正の額の、やはり中心的な課題が4050事業だと思うわけです。住宅リフォーム振興助成と、今、決議されましたプレミアムつき商品券と、また地場産業の販路拡大委託事業が、この中心だと思うわけです。その

他は教育費であるとか、衛生費であるとか、6カ月の雇用をしていくという、こういう内容かと思うんですが、やはり今回の審議の中での一番の問題は、いわゆる議会の中でも条例先議というぐあいに言えると思うわけです。予算を執行するには、先に条例を、あるいは規則を提案をして、どういうぐあいに市民にサービスをしていくのかということの確定をして、それと同時に予算化されると、こういうことだろうと思うんですが、住宅リフォーム助成事業につきましては、議員の中から質問がなければ、リフォームの助成事業の交付要綱が明示されなかったと、こういう経緯があるかと思うわけです。やはりこれらの当局の姿勢というのは、きちりたすべきではないかと。条例先議の議会の運営ルールがきちり守られていないというのが第1点であります。この点をどのように審議をされたのか、まずお尋ねをしたいと思います。

第2に、要綱の第1条を見ますと目的が記されておりますが、この要綱は住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上にかかわる改修工事の費用の一部を助成することにより、市内の建築関連業界の振興を図るため、下田市負担金条例及び交付金に関する規則に基づき助成を交付すると、助成金をやると、こういうぐあいに規定されております。2つの目的があるというぐあいに要約できるかと思うわけですが、実際に住宅を所有されている人たちの安全性を図る、利便性を図るという点が1点と、もう一つは何といたしましても、本論は市内の建築業界の振興を図ると。ここに、このリフォーム制度のむしろ主眼があると、第一義的な目的があると、こういうぐあいに思うわけです。20%ですから1,000万の予算化で、最低5,000万の事業をこの下田に起こそうと、こういう内容であるのですから、目的からいえば、もろ手を挙げて賛成という評価をしないと、こういうことではあります。この要綱をつくるに当たって、建設業界の振興を図るために、このリフォーム制度を実施しようとしているにもかかわらず、関連業界の方々の意見の聴取がされていないと、こういう形で議会に提案されているわけですね。これはまた、議会に提案するあり方としては、やはり当局の姿勢がきちりたされるべき内容を含んでいると。業界の人たちにきちり意見を聞いて、それらの意見がこの要綱に反映されていると、こういうことでなければ、使い勝手のいい交付要綱はできないんじゃないかと思うわけですが、この点が2点目として、どういう形で、今後保障されていくのか、やってこなかったものはしょうがないわけですので、今後それをどうフォローして、業界団体の皆さんがこの要綱を精査していく上で改定されることになるのかという点をお尋ねをしたいと思います。

それから、なお、この要綱を見ていきますと、それぞれの助成金の返還金等の14条がござ

いますが、一定の成果を見て、検査もして、しかも検査後に、何年後だかわからないんですけども、問題があれば助成金の返還を迫るんだと、こういう規定になっているわけですが、これらも実態と全く合わないものの考え方ではないかと。検査をした段階で、そのようなことがないようにきっちりするのが妥当であろうと思いますし、それから、この説明書をいただきましたけれども、これを恐らく市民に出されても、理解なかなかできないんじゃないかと思えます。このフロー図だけでは、こういう形で進められる点についての指摘は委員会でもされたようですけれども、重ねてこれらの点は要請をしていきたい。

3点目としまして、具体的には附則の中で、21年9月30日までに助成金の申請をした者に限ると、こういう1項がついているわけですし、これは財調等取り崩してどのくらいあるか見たいんだと、こういうことを担当者は言われていたと思うんですが、そんなことはこの附則にうたうべきことではないと、むしろ。9月なら9月時点で申し込みがどれだけあったか調べればわかることであって、10月以降の受け付けをしないというようなことを、この交付要綱の附則に設けるといようなことは、全く当局の姿勢として、住宅リフォーム制度を市民のために、業界団体の人たちのために、新たな仕事をつくり出して活性化しようという、この基本的な物の考え方に沿わないんじゃないかというぐあいに判断ができようかと思うわけです。これらの点がどのように審議をされたのか、報告をいただきましたけれども、さらに詳しくご説明いただきたいというのが1点であります。

次に、プレミア付き商品券の発行事業補助でございますが、600万。90万が事務費だということですが、これも定額給付金に合わせました目玉の一つかと思うんですが、この実施が、既に定額給付は4月28日ですか、第1回の交付はされているにもかかわらず、この実施は6月1日だと。その他の商店会の皆さんが頑張っているシステムは5月20日からやるというような、こういう時期の大変なずれがありまして、これはずれるといことは、本来の内容とそぐわなくなるというか、おかしなものになってしまうと思うわけです。是が非でもこれは、5月20日と決めたら5月20日に間に合うように進めるということが、市民への、また業界団体の皆さんへの行政の責任ではないか、こういうぐあいに思うわけですが、それらの責任がどういうぐあいに審議をされたのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、3点目としまして、地場産品の拡大路線事業であります。これは委員会の中でも特別な触れ方をされて、今聞かせていただいたんですが、当局がこの事業、3カ年間どのように、今、自ら評価をするという仕組みを市当局も進めていようかと思うんですが、この事業を実施する中で、委員会としても危惧をしているわけですので、どのような制度とし

て、この評価をしていくのかと、当局自らがですね。それらの点の見解がありましたら、明らかにしていただきたい。

この3点にわたりまして、質問をさせていただきます。

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） ただいま議員の言われたことにつきましては、委員会でも十分、そのような内容をポイントとして審議をいたしました。先ほどの補足的な説明でも申し上げたとおりでございます。

特に、交付要綱というのを後から、本会議が終わってから皆さんお受け取りになったというような状況というのは、本会議で審議、意見を述べるに当たっても、あれがなければ何をやるのかということが全くわからない状況でありますし、それについても、どう考えても正常な状況ではないというようなことは判断をしておりますが、その交付要綱につきまして、委員会ではそれを見ながら、一つ一つ再度説明も受け、それから余り芳しくないところについては、一つ一つ指摘をさせていただきました。特に、関係業者というんですか、建設業関係の業者からの、先に意見など聞いてからつくられたものではないということは、私も見まして、特に電気関係のところは私もよくわかるということで、一つ一つ指摘をさせていただきました。委員の皆さんもそういうようなのを総称して、全くわかりにくいというようなことで、もっと関係業者に集まっていただいて、これでどうなのかと、もっとわかりやすいものはどうなのかという会合的なもの開いて、先ほども申し上げましたように、それをやるうとしている市民の方、またそれを請け負うであろう業者の方が申請しやすいように、見てわかりやすいようなものを再度つくらなければならないと、だめだというような指摘をさせていただきました。これはかなり時間をかけて、一行一行検討をさせていただきました。

それから、一番最後のほうに書いてあります、その期間が9月30日までの受け付けである。それ以降はだめであるというような内容のものが書いてありましたが、これもこんなものを書く必要はないんじゃないかと。状況判断してという時期は確かに必要であろうとは思いますが、それは申請状況、また金額の状況というのは、申請をしていただいた時点で十分、一課で把握ができるわけで、このようなものは必要じゃないだろうというような指摘はさせていただきました。委員会でもそういう意見を述べさせていただきました。

それから、プレミアム付き商品券の、特に時期の問題、指摘が議員から言われたとおり、それが1つの大きなポイントということでございます。プレミアム付き商品券は6月1日からであると。それからキャッシュバックセールというものを商店関係が実施するのは5月20日から。それも定額給付金の時期が、第1回目が4月28日、2回目が5月1日というように既に

始まっているわけですし、本来ならそれにセットできれば一番、同じ時期にできれば一番いいわけですが、諸事情でなかなかスタートがずれたということですが、特にプレミアム付き商品券の一番遅くなる理由が、ナンバリングを打つだとか、不正防止に対するいろいろな手続がかなりかかると。地元印刷業者ではできないような部分がかかり時間がかかるというような説明を聞いたわけですが、最大の効果を、この地域においてこのプレミアム付きの実施をするには、やはりその時期が5月20日頃を合わせるのが、最大であるかとはともかく、できるところを探すなりして時期を合わせるようにというような、再度、委員会としては要望させていただきました。

それから、地場産品の件につきましては、これは確かに雇用対策、国の補助金でやる事業とはいえ、決していいかげんに対応してはいけないということで、かなりこれも、それでは、何をやるのか、そういうような意見が、これもかなりの時間、委員会の中でも紛糾をいたしました。結果的に、はっきりとした、こうなんだというような、皆さんの納得できるような意見というのはなかったわけですが、先ほども申し上げさせていただきましたように、しっかりとした計画を再度練ってやっていくように。今後、成果が上がらなかったような場合にはやり方の再検討というものが必要ではないかと。事業の内容を十分精査して、再検討することも必要ではないかというような意見もさせていただきました。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 大変細かいところまでのご審議をいただいたということが、今の報告でわかりました。

この住宅リフォームの振興助成金制度ですが、ぜひ成功させたいと、こういう思いからもう一点だけ質問させていただきたいと思います。

助成金の申請第8条でありますけれども、申請者と同一世帯に属する者の住民票、または外国人登録の原票等の証明書を提出せよと、その他いろいろなものが7項目にわたってあるわけですが、建物に関する登記事項証明書、ほとんどが家屋のリフォームですので、固定資産税の当該物件の評価証明書で実態的には足りるのではないかと思うわけです。評価証明書の中には、だれが持っているのか、どういう物件なのか、いつ建ったのか等々含めて記載がされていますので、申請も、それは審査するほうとすればいろいろなものがあつたほうがしやすいということはあるかもしれませんが、申請する側に立って、一部のものだけで審査が十分できるものであれば、7項目もの資料をつけるというようなことではなく、

これが簡易にできるような工夫が必要ではないかと、こういうぐあいに思うわけですが、こ  
こら辺の指摘がされたのかどうなのか、確認をさせていただきたいと思います。

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 先ほど指摘がありました8条関係も含めまして、この  
全体を見ますと、どうしてもあれをつける、これをつけるというような、大変に、途中で見  
ていると、申請者も、かわって業者がやるのか、申請者が直接市役所に来てやるのかわかり  
ませんが、これをつける、あれをつけるというのは、これを見ていると、本当に途中  
でもういやになるんじゃないのかなというような危惧が委員としてもいたしまして、確かに  
不正防止であるということは、当局の防止のためのいろいろな方策であるということはわか  
るわけですが、もっと簡単にできる方法を、ただいまの8条関係にも含めまして、も  
っとわかりやすい形というものを再検討してもらいたいというようなことは、先ほども申し  
たとおり、要望としてつけさせていただきましたので、もっと本当に、これなら簡単だとい  
うようなものにかえていただけるということ、委員会として要望を出させていただきました。  
議長（増田 清君） 1番。3回目です。

1番（沢登英信君） もう一点。一問一答で恐縮ですが、指定機関に関する受け付け第15条  
ですが、市長は次に係る業務について、当該業務を適正に行うことができると認められる団  
体等に業務を行わせることができる。指定機関というものを設けるという1項がございます  
が、ここでいう住宅リフォーム振興助成事業に関する相談業務を指定するんだと、指定機関  
にお願いすると。あるいは第8条の助成金の申請受け付け、予備審査の実施及び下田市への  
回付、第3項としまして、第10条に定める内容の変更の受け付け、予備審査の実施。ですか  
ら、受け付け等も下田市だけではなくて、他団体にもやってもらうんだということが記載さ  
れているわけですが、具体的に、今の段階で、どういう団体を指定しようとしているのかと  
いう点についてお尋ねをしたいと思います。

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 申請を他団体にということは、建設業協会だとか、そ  
ういうような関係であろうと思いますけれども、いずれにしても、この申請の内容全体をこ  
のまま広報に載せたりホームページに載せても、実に余計難しくなってくるだろうというこ  
とで、やはり一度、そういう建設業関係に従事している団体なり業者、リフォーム業者など  
もあると思います。そういう方にやはり一度集まっていただいて、わかりやすい説明、また  
交付要綱もわかりやすく再検討していただいて、集まるような機会を持つべきであろうとい  
うような意見を付け加えさせてもらっています。

議長（増田 清君） ほかにありませんか。

7番。

7番（田坂富代君） 1点、お伺いします。

今の委員長のご説明を聞いていますと、この住宅リフォーム、大変使い勝手のいいようにしていくんだということを、委員会でいろいろ指摘されたということですが、使い勝手のいいということになりますと、たくさんの当然申請が来ようかと思えます。財源の中では一応1,000万の予算がついていると思うんですけども、使い勝手がよくなれば、当然その件数も増えて来ようかと思うんですが、どういう財源を確保するのか、そのあたりのご審議はいかがだったのでしょうか。

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 1,000万の財源がございまして、2割の補助をするわけですので、総額でいえば、先ほども言われたとおり、5,000万円以上の 100万円ぴったりの申請はないでしょうから、やはり150万円の工事をやって、最大20万円の補助金をいただくというようなこともあり得るわけで、最低でもやはり5,000万円の経済効果というんですかね、そういうものが見込まれるわけで、これにやはり下田市の皆さんが、それでは、今回これでやろうというふうになって、これが例えば1,000万円以上のものがあつという間に使い切ったという場合には、やはり補正で対応していくということも検討すべきであるというようなことは、委員会として言わせていただいております。ですから、それをわかりましたというような答えはできないわけでありまして、そういうような委員会としての要望は出させてもらってあります。

以上です。

議長（増田 清君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。ご苦労さまでした。

次に、総務文教委員長、土屋雄二君の報告を求めます。

4番。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。



1．議案の名称

1) 議第36号 平成21年度下田市一般会計補正予算(第1号)(本委員会付託事項)。

2．審査の経過

5月8日、第1委員会室において議案審査のため委員会を開催し、市当局より野田教育長、糸賀企画財政課長、河井税務課長、原市民課長、名高学校教育課長、前田生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3．決定及びその理由

1) 議第36号 平成21年度下田市一般会計補正予算(第1号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長(増田 清君) ただいまの総務文教委員長長の報告に対し、質疑を許します。  
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) これをもって総務文教委員長長に対する質疑を終わります。

以上で委員長報告と質疑は終わりました。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第36号 平成21年度下田市一般会計補正予算(第1号)を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長長の報告は原案可決であります。本案は委員長長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、議第36号 平成21年度下田市一般会計補正予算(第1号)は、委員長長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第37号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を討論に

付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第37号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第38号 平成21年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第38号 平成21年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

発議第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、発議第3号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5番。

〔5番 鈴木 敬君登壇〕

5番（鈴木 敬君） 発議第3号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成21年5月7日提出。

提出者、下田市議会議員、鈴木 敬、以下、敬称を略させていただきます。

賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく藤井六一、同じく伊藤英雄、同じく土屋 忍、同じく土屋誠司、同じく森 温繁。

初めに、提案理由について申し上げます。

提案理由は、委員会運営の効率を図るため、所管事項の見直しを行うものでございます。

次に、条例の一部改正の内容についてご説明いたします。説明は、別添の下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての説明資料により説明させていただきます。

説明資料をお開きください。

下田市議会委員会条例（昭和45年下田市条例第38号）の一部を、次のように改正するものです。

改正の内容につきましては、改正前及び改正後にアンダーラインを引いてあります。

内容は、別表の総務文教委員会の所管事項の市民課の次に「福祉事務所」を追加し、産業厚生委員会の所管事項から「福祉事務所」を削除するものでございます。

では、議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものとしてございます。

以上で、発議第3号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ご苦労さまでした。提出者は自席へお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第3号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで議会運営委員会を開催するため、暫時休憩いたします。

委員の方は、第1委員会室へお集まりください。

午前10時37分休憩

午前10時45分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで、私の一身上のことにつきまして、議題といたしたいと思います。

したがって、議長を交代させていただきます。

副議長、議長席にご着席をお願いいたします。

〔副議長 大黒孝行君 議長席へ着席〕

副議長（大黒孝行君） ただいま議長から通告がございましたとおり、暫時私が議長の代役を務めさせていただきますので、よろしくご協力のほどお願いを申し上げます。

ただいま議長、増田 清君から、議長の辞職願が提出をされたところでございます。

お諮りをいたします。

この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたします。

### 議長の辞職について

副議長（大黒孝行君） 地方自治法第117条の規定によりまして、12番 増田 清君の退席を求めます。

〔12番 増田 清君退席〕

副議長（大黒孝行君） ここで辞職願を朗読いたさせます。

事務局長（土屋範夫君） 朗読いたします。

平成21年5月11日。

下田市議会副議長 大黒孝行様。下田市議会議長 増田 清。

辞職願。

今般、一身上の都合により下田市議会議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

副議長（大黒孝行君） お諮りをいたします。

増田 清君の議長の辞職を許可することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、増田 清君の議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

増田 清君の復席をお願いいたします。

〔12番 増田 清君復席〕

副議長（大黒孝行君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りをいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定をいたしました。

### 議長選挙

副議長（大黒孝行君） これより議長の選挙を行います。

選挙は投票によることにいたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

副議長（大黒孝行君） ただいまの出席議員は14名でございます。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

副議長（大黒孝行君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（大黒孝行君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

副議長（大黒孝行君） 異状はないものと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙には被選挙人の氏名を記載の上、1番議員より順次投票をお願いいたします。

〔投票執行〕

副議長（大黒孝行君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（大黒孝行君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

副議長（大黒孝行君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によりまして、立会人に1番 沢登英信君と、14番 森 温繁君を指名いたします。両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

副議長（大黒孝行君） お待たせをいたしました。選挙の結果をご報告いたします。

投票総数 14 票。

これは出席議員に符合いたします。

このうち、有効投票数 14 票

無効投票数 0 票

有効投票中	増田 清君	7 票
	土屋雄二君	5 票
	大黒孝行君	2 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、増田 清君が議長に当選をされました。

ただいま当選されました増田 清君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ただいま当選されました増田 清君よりごあいさつがあります。

増田 清君、議長席にお着き願います。

〔副議長 大黒孝行君 議長席を退席〕

〔議長 増田 清君 議長席へ着席〕

議長（増田 清君） 一言ごあいさつを申し上げます。

皆様の熱い心に、私を、再び議長という要職に推挙されました。

この2年間、議会運営をより活性化させる、そしてまた、当局あるいは議会との和を持った運営を心がけてきたつもりであります。これからもなお一層議会運営に精進し、一意専心の志を持って運営をしていきたいと思っております。どうかこれからも皆様のご協力をお願いするとともに、当局の議会に対するお考えを、さらに一層、先ほど申しました、お互いの気持ち、心を大切にしながら、活気ある議会に協力していただければありがたいと思っております。

今後ともよりよい運営にご協力をいただきますようお願い申し上げます、あいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（増田 清君） ここで、副議長からの申し出により、暫時休憩いたします。

これより議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第1委員会室へお集まりください。

午前10時59分休憩

午前11時11分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいま副議長、大黒孝行君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたします。

#### 副議長の辞職について

議長（増田 清君） 地方自治法第117条の規定により、10番 大黒孝行君の退席を求めます。

〔10番 大黒孝行君退席〕

議長（増田 清君） ここで辞職願を朗読いたさせます。

事務局長（土屋範夫君） 朗読いたします。

平成21年5月11日。

下田市議会議長 増田 清様。下田市議会副議長 大黒孝行。

辞職願。

今般、一身上の都合により下田市議会副議長を辞任したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

議長（増田 清君） お諮りいたします。

大黒孝行君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、大黒孝行君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

大黒孝行君の復席をお願いいたします。

〔10番 大黒孝行君復席〕

議長（増田 清君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ござい



ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

#### 副議長選挙

議長（増田 清君） これより副議長の選挙を行います。

選挙は投票によることにいたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（増田 清君） ただいまの出席議員は14名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（増田 清君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

議長（増田 清君） 異状はないものと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員より順次投票をお願いいたします。

〔投票執行〕

議長（増田 清君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（増田 清君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 沢登英信君と、14番 森 温繁君を

指名いたします。両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（増田 清君） お待たせいたしました。選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14 票。

これは出席議員に符合いたしております。

このうち、有効投票数 13 票

無効投票数 1 票

有効投票中 土屋 忍君 8 票

土屋勝利君 5 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、土屋 忍君が副議長に当選されました。

ただいま当選されました土屋 忍君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知を行います。

ただいま当選されました土屋 忍君よりごあいさつがあります。

〔8番 土屋 忍君登壇〕

8番（土屋 忍君） ただいま皆さんの数多くのご支援をいただきまして、副議長の任を受けました土屋 忍でございます。

実をいいますと、今日は朝からサプライズばかりで、私も、委員長報告は一生懸命昨日考えてきましたけれども、副議長のあいさつは何も考えてきておりませんでした。議長のサポート、力は何もございませんけれども、全力で頑張っていきたいと、このように思いますので、どうかよろしく願いいたします。（拍手）

議長（増田 清君） ここで、前副議長より退任に当たってごあいさつをしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔10番 大黒孝行君登壇〕

10番（大黒孝行君） すみません、忍さん同様、退任のあいさつというのは私の中になかったものですから、大変、今どのようにというか、とにもかくにもこの2年間、増田 清さんという大変能動的な議長のもとで、私なんか静かに副議長をやっていたらよかったです、そういう恵まれた環境でございます。今回もまた増田 清君が議長となられ、忍さんが副議長

になられるということで、大変、議長にとっては心強いことではないかと思えます。

皆さん方には大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

議長（増田 清君） ここで、各派代表者会議を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

代表者の方は、第1委員会室へお集まりください。

午前11時22分休憩

午前11時35分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について

議長（増田 清君） 次は、日程により、常任委員会及び議会運営委員会の委員の任期が満了となっておりますので、その選任を行います。

常任委員会及び議会運営委員会につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。

議長において指名をさせていただきます。

総務文教委員に沢登英信君、伊藤英雄君、土屋雄二君、田坂富代君、土屋誠司君、土屋勝利君、増田 清、以上7人を指名します。次に、産業厚生委員に藤井六一君、鈴木 敬君、岸山久志君、土屋 忍君、増田榮策君、大黒孝行君、森 温繁君、以上の7人を指名いたします。次に、議会運営委員に沢登英信君、藤井六一君、伊藤英雄君、土屋雄二君、田坂富代君、土屋勝利君、森 温繁君、以上の7人をそれぞれ指名いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員会委員及び議会運営委員会委員に選任にすることに決定いたしました。

これより、それぞれの常任委員会の委員長及び副委員長を互選するため、委員会を開催していただきます。

総務文教委員会は第1委員会室で、産業厚生委員会は第2委員会室でお願いをいたします。

なお、委員会終了後、議会運営委員会の委員長及び副委員長を互選するため、議会運営委員会を第1委員会室で開催していただきたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

午前 11時37分休憩

午後 0時36分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここでご報告申し上げます。先ほど、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をいたしました。新しい委員長及び副委員長が決まりましたので、事務局長より報告いたさせます。

事務局長（土屋範夫君） 報告いたします。

総務文教委員会委員長に田坂富代議員、副委員長に沢登英信議員。

産業厚生委員会委員長に鈴木 敬議員、副委員長に岸山久志議員。

次に、議会運営委員会委員長に藤井六一議員、副委員長に伊藤英雄議員。

以上でございます。

議長（増田 清君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成21年5月下田市議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 0時38分閉会